

災害時における被災した住宅の応急修理に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、奈良県地域防災計画に基づき、災害時における被災した住宅の応急修理(以下「応急修理」という。)に関して、奈良県(以下「甲」という。)が奈良県建築労働組合(以下「乙」という。)に協力を求めるに当たって必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- 一 応急修理 災害救助法第四条第1項第七号に規定する応急修理であって、住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理 及び 日常生活に必要な最小限度の部分の修理を行うもの。
- 二 応急修理業者 乙の組合員であって応急修理を行おうとするもの

(協力要請)

第3条 甲は、奈良県内に地震災害、風水害及びその他の災害が発生し、応急修理を実施する必要がある場合は、住宅の被災状況、応急修理の実施方針その他必要な事項を、書面により、乙に連絡し、協力要請を行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、甲と協力して応急修理業者に対する応急修理制度の説明を行う。また、乙は、応急修理業者のあっせん、応急修理業者に対する技術支援、その他必要な協力をを行うものとする。

(応急修理)

第5条 応急修理業者は、修理の程度、方法及び期間について、甲(甲が応急修理を市町村に委任した場合は、当該市町村長。以下この条及び次条において同じ。)の説明に基づき、応急修理を実施するものとする。

(費用の負担)

第6条 応急修理業者が前条の応急修理に要した費用(別途定める限度額の範囲内に限る。)は、甲が負担するものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局住宅課、乙においては奈良県建築労働組合とする。

(応急修理業者名簿等の提供)

第8条 乙は業務担当者名簿及び各支部長の名簿を毎年1回、甲に提供するものとする。また、第3条の要請があったときは、支部長は支部内の応急修理対応が可能な業者の連絡先を記載した名簿をすみやかに乙に提出し、乙はとりまとめて甲に提供するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも書面による申出がないときは、有効期間は同一の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年2月3日

甲 奈良県奈良市登大路町30

奈良県知事 山下 真

乙 奈良県橿原市小綱町9-8

奈良県建築労働組合

執行委員長 中 和貴